

青森県教育委員会第770回定例会会議録

期 日 平成25年3月21日（木）

場 所 教育庁教育委員会室（非公開は教育委員室）

議事目録

- 報告第1号 学校職員の人事について
- 報告第2号 学校職員の人事について
- 報告第3号 議案に対する意見について
- 議案第1号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について・・・・・・原案決定
- 議案第2号 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則案・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況

平成25年3月21日（木）

- ・開会 午前11時
- ・閉会 午前11時37分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、島康子、清野暢邦、豊川好司、町田直子、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
中村教育次長、佐藤参事、職員福利・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員
清野委員、豊川委員
- ・書記
大舘利章、村上健

会 議

議 事

報告第 1 号 学校職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

報告第 2 号 学校職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

報告第 3 号 議案に対する意見について
(佐藤参事)

この案件は、県議会第 273 回定例会に追加提出された「平成 24 年度青森県一般会計補正予算（第 7 号）案（教育委員会所管分）」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、御報告する。

「平成 24 年度青森県一般会計補正予算（第 7 号）案（教育委員会所管分）」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、7 億 1,725 万 6 千円の減額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,360 億 8,040 万 6 千円となっている。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、お手元に配付している参考資料のとおり、職員等人件費の年間過不足額の精査及び事業費の実績による精査等となっている。

(鈴木委員長)

ご意見ご質問はあるか。

なければ報告第 3 号については了解した。

議案第 1 号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について
(奈良教職員課長)

今回の改正は、青森戸山高等学校等の廃止並びに尾上総合高等学校等の課程及び学科の設置等に伴い、所要の整備を行うものである。

なお、施行期日は、平成 25 年 4 月 1 日である。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第1号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

議案第2号 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則案

(奈良教職員課長)

この規則は、働きながら高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に学ぶ生徒の修学促進を目的に、これらの生徒に修学奨励金を貸与する手続等を定めたものである。

現在開会中の県議会第273回定例会に、修学奨励金の貸与限度額の引き上げ等を内容とする「青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例案」が提出されているが、このことに伴い、施行規則では修学奨励金の貸与の額を現行の月額14,000円とするが、通学のため交通機関を利用する生徒に対する貸与の額については、月額18,000円以内の額で、通学費用相当額に応じて段階的に定めるほか、所要の整備を行うため、関係規定を改正するものである。

なお、施行期日は、平成25年4月1日である。

(清野委員)

改正前と比べて、具体的に何がどのように変わるのか、わかりやすくお知らせ願いたい。

(奈良教職員課長)

具体的には、先程申し上げたとおり、貸与金額の上限を引き上げたということである。現在の上限は14,000円であるが、通学のため交通機関を利用する生徒に対する貸与の額については、通学費用相当額に応じて月額18,000円以内の額で段階的に定めるということで、具体的には、1か月当たりの通学費用相当額が5千円以上6千円未満の場合には、貸与の額を月額15,000円、6千円以上7千円未満の場合には、月額16,000円、7千円以上8千円未満の場合には、月額17,000円、8千円以上の場合には、月額18,000円としている。

それに伴い、様式等についても通学状況や通学費用がわかるようなものに改正している。

(鈴木委員長)

他に何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

その他 職員の懲戒処分の状況

(奈良教職員課長)

教育委員会が平成25年2月1日から3月20日までに行った職員に対する懲戒処分等のうち、社会的影響が大きな事案であり、処分後、速やかに公表した事案7についてご説明する。

事案の概要については、本日の報告第1号で報告したところであるが、平川市の小学校校長（56歳、男性）が、平成23年3月頃から平成25年1月の間の勤務時間内外において、女性職員に対し、校内でキスをしたり、胸を触るなどの行為を繰り返したものである。

女性職員から申出があり、校長及び女性職員から事情を聴いたところ、校長がこのような行為を行ったことを認めたことから、免職の懲戒処分を行ったものである。

(橋本教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり、指導の徹底を要請してきたところであるが、所属職員を指導・監督すべき職責を有する校長による、このような不祥事が発生したことは、極めて遺憾であり重く受け止めている。

今回の不祥事を受けて、3月15日付けで市町村教育委員会及び県立学校に対して、教職員の服務規律の確保の徹底について通知文書を発出したところである。

県教育委員会としては、市町村教育委員会等と連携し、教職員としての使命感、倫理観の醸成及び服務規律の厳正な確保に取り組み、本県教育に対する県民の信頼の回復に努めて参りたい。

(鈴木委員長)

これからどうしていくか、皆さんで問題意識を共有して対応していただきたい。2年間も気がつかなかったというのは大きなことである。本人が言ってこない限りはわからないわけであるから、きちんと本人が訴えられるようなシステムをつくったり、また、服務規律を徹底するにはどうしたらいいかということもよく考えていただきたい。

(橋本教育長)

セクシャルハラスメントの防止については、県立学校の場合、規程をつくってしっかり対応してきているものと考えているが、市町村教育委員会でも、そのような規程をつくり、きちんと取り組んでいけるよう指導して参りたい。

(清野委員)

事案の5、6、7について質問する。

まず、事案7であるが、教員の不祥事が明らかになる度に、教育長の話のとおり、「綱紀肅正」、「服務規律の徹底」、「より一層の倫理観が求められる」などの呼びかけが毎回なされるわけであるが、残念ながら、不祥事は時々起こってくる。それも忘れる間もなく起こってくる。今回、これまでの反省を踏まえて、新たな対策がとられるのか、それともこれまでと同じような対応を続けるのか。

(奈良教職員課長)

セクシャルハラスメント防止の要綱をまだ整備していない市町村に対しては、要綱の策定を要請していく。また、これまでも様々な研修講座の中で意識啓発を行ってきたが、やはり、それぞれの学校・所属で学校長をトップに全教職員が共通理解の下に、教育公務員としての使命感を持ちながらやっていくことが大切だと考えているので、今後も学校内での様々な研修をきちんとやっていただくことを各市町村教育委員会、県立学校に要請していきたいと考えている。

(鈴木委員長)

県としては、問題意識を共有するように指導しているが、それが市町村の方できちんと受け止められていないということが問題だったのかなと思う。その辺の指導を徹底していただきたいと思う。

(豊川委員)

清野委員も大変心配しているようだが、私も教育委員会として何か対策をとらなければいけないのではないかという気がしている。文書の通達ですませるのではなく、もう少し話し合っ、どうすればいいのか具体的に検討すべきではないかと思う。全国に例がないということであれば、全国に先駆けてやれば良いのではないか。

(清野委員)

事案5、6については、体罰に係る事案であるが、事案5については、サッカーのボレーシュートのように子どもの頭を回し蹴りしたということか。また、両事案についてであるが、文部科学省の求めに応じて実施した体罰アンケートにより明らかになったものか。

(奈良教職員課長)

事案5については、給食の時間中、児童は座っていて、教員は立った状態で、児童の頭を足の甲で蹴ったということである。

また、文部科学省のアンケートとの関係であるが、事案6については、7月と12月に起きているが、うち、7月に発生した体罰については、文部科学省のアンケートで明らかになったものである。

(清野委員)

体罰は許されるものではないが、懲戒と体罰の区別に関して過敏になるあまり、生徒指導に支障をきたしているということはないか。

(奈良教職員課長)

体罰は、児童生徒に肉体的苦痛を与えて、心身を傷つける行為であり、許されるものではないと考えている。懲戒と体罰の区別は難しいが、先般、文部科学省からどのような行為が体罰にあたるかということについて通知があり、県教育委員会から各市町村教育委員会、県立学校に通知したところである。

生徒指導に支障がないかということであるが、指導に当たっては、学校全体が組織的に連携して対応するということと、児童生徒、保護者との良好な信頼関係を築きながらやっていくことが大切だと考えている。

(清野委員)

考えているとかいないとかを聞いているのではない。生徒指導に支障をきたしているのかいないのか、あるいはそのような情報がまだ上がってきてないのか。

(奈良教職員課長)

そのような情報は特にない。

(豊川委員)

先生が教える子どもであるからこそ、人間の魂の尊厳を傷つけ、足蹴にするようなことは良くないことである。叱るにしても、子どもの人格を認めながらやらないといけない。子どもの人権を無視したようなことをしてはいけないんだということで、先生を育てていなくてはいけないと思う。教育委員会として具体的な対策が必要ではないか。

(橋本教育長)

教員一人一人の指導のあり方を見直す良い契機にしていかなければいけないということで、事務局の方でも様々具体的に案を練っているので、調査の結果をまとめると同時に、今後の対応について何か対策を打ち出していきたいと考えている。

(鈴木委員長)

暴力は日本全体、あるいは世界全体の問題としてとらえなければいけないのかなと思っている。テレビやドラマであまりにも暴力行為が描かれていて、それが当たり前のように出てくる。そういうものをある程度監視したり、禁止したり、子どもたちの目に触れさせないようにする努力が必要だと思う。教師だけがというより、社会全体として意識を変えていかなければいけない問題だと思う。

他に何かご意見、ご質問はないか。なければ、懲戒処分の状況については了解した。